

指宿市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 指宿市

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 31 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年度 (供用開始後33年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	全部適用
処理区域内人口密度	23.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処理区数	1処理区		
処理場数	1箇所 (指宿市浄水苑)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	【現在の使用料体系(税抜)】 ・基本料金 525円 ・0~10m ³ まで 75円/m ³ ・10~20m ³ まで 120円/m ³ ・20~30m ³ まで 150円/m ³ ・30~50m ³ まで 180円/m ³ ・50~100m ³ まで 188円/m ³ ・100m ³ ~ 195円/m ³				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用と同様である。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	温泉施設に対し、7m ³ まで75円、7m ³ を超えて8円を徴収している。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,475 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,490 円
	平成30年度	2,475 円		平成30年度	2,620 円
	令和元年度	2,475 円		令和元年度	2,538 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	水道課 35人 うち、経理係(下水道担当) 1人 料金係(下水道担当) 1人 工務係(下水道担当) 4人
事業運営組織	平成31年4月1日の地方公営企業法の適用により、下水道担当部局の都市整備課下水道整備係と水道事業担当の水道課の組織統合を行い、「指宿市公営企業水道事業部水道課」として事業を運用している。 その後、令和2年4月1日に温泉供給事業が地方公営企業法の適用を受け、観光施設管理課の一部が水道課に統合されている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	指宿市浄水苑及び瀧山汚水中継ポンプ場について、包括民間委託を行っている。管路施設及び雨水ポンプ場については、一部民間委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	無し
	ウ PPP・PFI	無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和元年度の処理区域内人口が40,567人であり、市全域において将来的には減少することが予測され、公共下水道区域内人口は、令和元年度で11,141人となっており、令和11年度で11,060人、令和31年度で8,600人と予測している。

(2) 有収水量の予測

令和元年度の実績値で2,021千m³となっており、未整備区域の整備及び供用開始区域の水洗化率の向上に伴い、令和11年度で2,004千m³となる見込みである。その後の人口減少とともに有収水量は減少し、令和31年度で1,557千m³と予測している。

(3) 使用料収入の見通し

令和元年度で256,479千円(税抜)となっており、財政収支推移結果により、令和8年度以降に料金改定を行う予定である。この結果、令和8年度での使用料収入は、286,167千円(税抜)を見込んでおり、令和11年度には277,893千円(税抜)となる見通しである。その後は、処理区域内人口の減少に伴い、使用料収入も減少し、令和31年度では、215,953千円(税抜)となる予測である。

(4) 施設の見通し

下水管渠、雨水ポンプ場及び終末処理場について、ストックマネジメント計画の策定により、計画的な改築更新を行う。

(5) 組織の見通し

基本的には、現状組織のままとする。

3. 経営の基本方針

生活環境の改善及び水質保全の役割を担う下水道サービスを、持続的かつ安定的に提供するための経営基盤を強化します。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none">未整備区域について、汚水管渠の整備を行う。ストックマネジメント計画策定により、効果的・効率的な改築更新を行う。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1.汚水管路新設 令和2～11年度に、未整備区域について整備を行う。 2.汚水管路改築更新 令和2～11年度に、マンホール蓋の取替え、本管及び人孔について防食工事等を行う。 3.雨水管路施設 浸水防除を目的として、令和2～9年度に雨水幹線整備を行う。 4.汚水中継ポンプ場 長寿命化計画及びストックマネジメント計画に準拠し、令和2～9年度において設計・施工を行う。 5.雨水ポンプ場 令和3年度まで、瀉口雨水ポンプ場の吐口工事を行い、令和3～11年度にかけて、弥次ヶ湯雨水ポンプ場の新設工事を行う。第一期供用開始は、令和9年度を予定している。 6.処理場等改築更新 長寿命化計画及びストックマネジメント計画に準拠し、令和2～9年度において設計・施工を行う。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<ul style="list-style-type: none">下水道使用料について、定期的な料金改定を視野に入れる。雨水処理負担金、他会計補助金及び他会計出資金については、総務省による通知「地方公営企業繰入金について」の定める基準に基づき、一般会計部局と調整を図り、適切な繰入を行う。建設改良費に係る財源は、国庫補助金及び企業債を充当する。収支予測において収入＜支出となる場合は、他会計出資金により補填する。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1.使用料収入 総務省が提示している、地方財政措置の要件は3,000円(月/20m3)であるため、令和8年度以降に使用料の改定を行い、収支のバランスを図る。 2.一般会計繰入金 上述のとおり、総務省による通知「地方公営企業繰入金について」の定める基準に基づき、繰入金を算定するが、一般会計の負担を軽減するために、繰入額の調整を図る。 3.建設改良の財源 国庫補助金と企業債を主とし、一部、受益者負担金を充当する。 4.資金不足額 令和2～5年度の資金不足に対して、他会計負担金として補填する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

無し。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	鹿児島県主導で実施している広域化・共同化の検討会などへ参加することで、下水道事業における広域化・共同化の可能性を意識しながら継続的な検討に努める。
投資の平準化に関する事項	無し
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	無し
その他の取組	無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和8年度以降に、使用料の改定を行う予定である。
資産活用による収入増加の取組について	無し
その他の取組	無し

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現状で、指宿市浄水苑で包括的民間委託を行っており、今後も継続する予定である。
職員給与費に関する事項	無し
動力費に関する事項	無し
薬品費に関する事項	無し
修繕費に関する事項	無し
委託費に関する事項	無し
その他の取組	無し

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略の進捗状況について、PDCAサイクル(Plan:計画、Do:実施、Check:検証、Action:見直し・改善)の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行います。
---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

投資・財政計画 （収支計画）

（単位：千円）

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）										
資本的収入	1. 企業債	149,200	139,500	403,247	312,022	103,314	140,995	205,995	130,995	195,995	305,995	105,870	105,870
	うち資本費平準化債			20,000	55,000	14,819							
	2. 他会計出資金		113,809	65,688	17,356	17,640	15,825	14,919	15,088	14,715	14,130	12,332	10,942
	3. 他会計補助金	166,625	10,366	8,757	5,798	3,987	1,843	1,859	986	665	663	629	625
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国（都道府県）補助金	98,370	128,948	392,141	212,885	90,000	142,500	207,500	132,500	197,500	307,500	100,000	100,000
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金	7,774	8,322	6,794	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380	2,380
	9. その他	5,271											
	計 (A)	427,240	400,945	876,627	550,441	217,321	303,543	432,653	281,949	411,255	630,668	221,211	219,817
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)		101,104										
	純計 (A)-(B) (C)	427,240	299,841	876,627	550,441	217,321	303,543	432,653	281,949	411,255	630,668	221,211	219,817
資本的支出	1. 建設改良費	240,240	175,273	818,357	493,472	194,309	305,065	435,127	285,191	415,253	635,316	225,380	225,442
	うち職員給与費	17,165	9,938	12,285	12,348	6,716	12,472	12,534	12,598	12,660	12,723	12,787	12,849
	2. 企業債償還金	375,584	408,563	407,457	425,092	392,009	357,851	327,349	297,746	278,129	247,652	209,199	187,690
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
計 (D)	615,824	583,836	1,225,814	918,564	586,318	662,916	762,476	582,937	693,382	882,968	434,579	413,132	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	188,584	283,995	349,187	368,123	368,997	359,373	329,823	300,988	282,127	252,300	213,368	193,315	
補填財源	1. 損益勘定留保資金		196,631	271,685	275,710	279,628	280,974	279,497	282,781	282,469	292,704	295,995	294,722
	2. 利益剰余金処分額			60,910	92,413	92,074	96,527	50,326	45,443	22,889	20,063	16,847	14,525
	3. 繰越工事資金	28,094											
	4. その他	160,490	87,364										
計 (F)	188,584	283,995	332,595	368,123	371,702	377,501	329,823	328,224	305,358	312,767	312,842	309,247	
補填財源不足額 (E)-(F)			16,592		△ 2,705	△ 18,128		△ 27,236	△ 23,231	△ 60,467	△ 99,474	△ 115,932	
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)	4,667,278	4,389,215	4,384,887	4,271,817	3,983,122	3,766,267	3,644,913	3,478,162	3,396,028	3,454,371	3,351,042	3,269,222	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		（ 決 算 ）	（ 決 算 ）										
収益的収支分		227,256	264,571	334,861	363,090	357,385	354,364	305,669	303,922	255,354	265,336	267,719	265,728
	うち基準内繰入金	227,256	249,483	334,861	357,656	357,385	354,364	302,917	303,922	255,354	265,336	267,719	265,728
	うち基準外繰入金		15,088		5,434			2,752					
資本的収支分		166,625	124,175	74,445	23,154	21,627	17,668	16,778	16,074	15,380	14,793	12,961	11,567
	うち基準内繰入金	80,977	124,175	74,445	23,154	21,627	17,668	16,778	16,074	15,380	14,793	12,961	11,567
	うち基準外繰入金	85,648											
合 計	393,881	388,746	409,306	386,244	379,012	372,032	322,447	319,996	270,734	280,129	280,680	277,295	